

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 次期中長期目標策定に係る対応

令和3年11月2日
原子力規制庁

1. 背景

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第35条の4第1項及び第2項に基づき、文部科学大臣、経済産業大臣及び原子力規制委員会（以下「主務大臣」という。）は次期中長期目標期間（令和4年度から令和10年度まで）における中長期目標を本年度内に策定する必要がある。（参考1）

また、独立行政法人の目標の策定に関する指針（総務大臣決定）に基づき、主務大臣は中長期目標策定時には適切な評価軸を設定するとともに、評価軸と関連する指標等として、評価・評定の基準として取り扱う指標（評価指標）と正確な事実を把握し適正・厳正な評価に資するために必要な指標（モニタリング指標）を示すこととなっている。

中長期目標等の策定に当たっては、通則法第35条の4第3項に基づく総務省の独立行政法人評価制度委員会及び国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）第25条に基づく原子力委員会への意見聴取に先立ち、通則法第35条の4第4項に基づき、国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会（以下「JAEA部会」という。）から意見聴取しなければならない。（参考2）

その後、主務大臣は国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）に対して次期中長期目標を指示する。これを踏まえて、JAEAは次期中長期計画を作成し、通則法第35条の5第1項及び第2項に基づき、主務大臣の認可を受けなければならない。

2. 原子力規制委員会共管部分への対応

2. 1 次期中長期目標と評価軸等案の概要

原子力規制委員会共管部分については、主務大臣が本年8月に作成した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容について」**別添1**のうち「原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進」の事項、令和3年度第40回原子力規制委員会（令和3年10月20日）におけるJAEAと原子力規制委員会の意見交換等を踏まえて、次期中長期目標案及び評価軸と関連する指標案を**別紙1**及び**別紙2**のとおり作成した。現

行（第3期）中長期目標と評価軸等（平成27年度から令和3年度まで）からの変更点は、別添2のとおりである。

2. 2 国立研究開発法人審議会日本原子力研究開発機構部会への意見聴取
次期中長期目標及び評価軸等案の原子力規制委員会決定に先立って、これらを取りまとめた別紙1及び別紙2について、通則法第35条の4第4項に基づき、JAEA部会に意見聴取を行うこととしたい。

3. 原子力規制委員会共管部分以外への意見

原子力規制委員会はこれまで文部科学省が設置した原子力研究開発・基盤・人材作業部会（令和3年2月）及び令和3年度第40回原子力規制委員会で、原子力利用における安全の確保に関して専門的知見に基づき中立公正で独立した立場から、以下の内容について、意見を表明してきている。

- ・ JAEAが有する原子力施設の廃止措置の確実かつ迅速な実施
- ・ 利用実態のない核燃料物質の集約管理の体制整備
- ・ 研究施設等廃棄物の埋設処分事業の具体化

上記に鑑みて、別紙3のとおり、次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項を文部科学省及び経済産業省に伝えることとする。

4. 原子力規制委員会共管部分以外の中長期目標の策定状況

次期中長期目標については、本年8月に作成した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容について」別添1を基に、それぞれの所管部局において検討中である。

現行の中長期目標の原子力規制委員会共管部分以外について、原子力規制委員会関係の記載は別添3のとおりであり、その構成については現行の中長期目標を踏襲する見込みである。

5. 今後の予定

令和3年11月下旬	JAEA部会に意見聴取
令和4年1月	原子力規制委員会において次期中長期目標（原子力規制委員会共管部分）を決定
2月上旬	総務省独立行政法人評価委員会に意見聴取 原子力委員会に意見聴取 財務大臣へ協議
2月下旬まで	主務大臣からJAEAに次期中長期目標を指示
3月上旬	JAEAから主務大臣に次期中長期計画を提出

- 3月下旬まで 原子力規制委員会定例会合において、次期中長期
計画（原子力規制委員会共管部分）を認可
3月下旬 主務大臣が次期中長期計画を認可

<別紙、別添、参考>

- 別紙1 次期中長期目標案（原子力規制委員会共管部分）
別紙2 評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）
別紙3 次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項（原子力
規制委員会共管部分以外）
別添1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容について
別添2 次期中長期目標案と評価軸案（原子力規制委員会共管部分）の現行（第
3期）中長期目標からの変更点
別添3 現行（第3期）中長期目標案（原子力規制委員会共管部分以外）の原
子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標策定状況
参考1 独立行政法人通則法（抄）
参考2 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（抄）
参考3 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が達成すべき業務運営に
関する目標（中長期目標）

次期中長期目標案（原子力規制委員会共管部分）

IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのため安全研究の推進

機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。

(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのため安全研究

原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。

このため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項（国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。）について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。

また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。

さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。

(2) 原子力防災等に対する技術的支援

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。

また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開システムの運用及び高度化並びに線量評価等の研究開発を行う。

このため、原子力緊急時支援・研修センター（NEAT）に中核人材を配置し、体制を強化する。

評価軸と関連する指標案（原子力規制委員会共管部分）

IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とその他のための安全研究の推進	①組織を区分し、実効性、中立性及び透明性を確保した業務ができているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制支援業務の実施体制（評価指標） ・審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値（モニタリング指標）
	②安全を最優先とした取組を行っているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標） ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況（評価指標） ・トラブル発生時の復旧までの対応状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害、事故・トラブル等発生件数（モニタリング指標）

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそのための安全研究	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等）（評価指標） ・国内外への安全研究成果の発信状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・論文公表数、報告書数、表彰数、招待講演数等（モニタリング指標）
	④技術的支援及びそのための安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・創出した安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数（評価指標） ・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数（評価指標） ・原子力施設等の事故・故障の原因究明及びこれの原子力安全規制行政への反映に係る支援件数（評価指標）
	⑤人材育成のための取組が十分であ	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人

中長期目標の項目	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
	るか	<p>材を輩出することを目的とした計画的な人材育成への取組状況（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制機関等の人材の受入れ・育成状況（評価指標） ・規制機関等への人材の派遣状況（評価指標）
(2) 原子力防災等に対する技術的支援	⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時等における人的・技術的支援状況（評価指標） ・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標） ・原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標） ・原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標） ・国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標） ・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標）

次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項
(原子力規制委員会共管部分以外)

我が国の原子力利用における安全の確保を図ることを任務にするとともに、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）が有する各種原子力施設に対する規制を行う原子力規制委員会の立場から、JAEAの次期中長期目標の策定に当たって盛り込むべきと考える事項は次のとおり。

1. JAEAが有する原子力施設の廃止措置の確実かつ迅速な実施

JAEAは、東海再処理施設やもんじゅ等の原子力施設の廃止措置の準備と実施及び安全管理等に多大な資金と労力を必要とし、これが今後数10年に亘り続くことが予想される。このため、長期に亘りリスクが残存し、また安全確保に係る研究業務など他の重要な事業の実施が圧迫されることが懸念される。これら廃止措置段階にある施設のリスクを低減し、廃止措置を確実かつ早期に完了させる取組みを強力に進めるため、廃止措置に必要な資金や人材等の資源を集中的かつ計画的に投入する仕組みを構築する。あわせて、安全の確保の観点から、東海再処理施設に残存する高レベル放射性廃液のガラス固化を早期に完了する。

2. 利用実態のない核燃料物質の集約管理の体制整備

利用実態がなく保管だけされている核燃料物質が全国の多くの民間又は公的な事業所に分散して存在しており、安全上及び核物質防護上のリスクの顕在化が懸念される。これらの管理上のリスクを低減させるため、これら核燃料物質の集約管理を実現するための具体的な方策に関して関係行政機関と協議を行い、その結果を踏まえて実施に向けた体制を整備する。

3. 研究施設等廃棄物の埋設処分事業の具体化

研究施設等で発生する放射性廃棄物（以下「研究施設等廃棄物」という。）は、JAEAはもとより、多くの研究機関、大学、医療機関、民間企業等において貯蔵管理されており、管理上の負荷に加え、安全上のリスクの顕在化が懸念される。これらを解消するため、JAEAは、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成16年法律第155号）で定められたこれら研究施設等廃棄物の埋設処分事業の実施主体として、早期に、廃棄物埋設施設の立地候補場所の選定及び関係機関との調整、施設の設計、廃棄物の受入基準の策定等の事業の具体化を行う。

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容について

文 部 科 学 省
経 済 産 業 省
原子力規制委員会

1. 政策上の要請及び現状の課題

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「本法人」という。）は、原子力基本法第二条に規定する基本方針に基づき、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理に関する技術及び高レベル放射性廃棄物の処分等に関する技術の開発を総合的、計画的かつ効率的に行うとともに、これらの成果の普及等を行い、もって人類社会の福祉及び国民生活の水準向上に資する原子力の研究、開発及び利用の促進に寄与することを目的とする法人である。

原子力は、エネルギーの需給に関する施策の長期的、総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「エネルギー基本計画」（平成 30 年 7 月閣議決定）において、安全性の確保を大前提としつつ、長期的なエネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置付けられており、我が国にとってエネルギー安全保障の観点から重要なエネルギー源の一つである。また、原子力は、地球規模の問題解決並びに放射線利用等による科学技術・学術・産業の発展に寄与する観点からも重要な役割を担っている。

本法人は、その第 3 期中長期目標期間において、国立研究開発法人として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、原子力に関する基礎的研究・応用の研究から核燃料サイクルに関する研究開発、安全規制行政等に係る技術支援、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「東京電力福島第一原子力発電所」という。）の廃炉に関する研究開発まで、幅広い分野で顕著な成果を創出してきた。各種の研究施設等の維持・マネジメント等を含め、これらの取組の重要性は、次期中長期目標期間においても引き続き高く位置付けられるべきものである。

近年、持続可能なエネルギー基盤の在り方に関する国際的な議論に加え、COVID-19 禍で急速に進んだ社会のデジタル化等の影響もあり、我が国における原子力を取り巻く政策的課題は更に多面化・複雑化している。平成 30 年 7 月に策定された第 5 次エネルギー基本計画においても原子力関連技術のイノベーション促進の重要性が明記されており、原子力に関する科学技術（以下「原子力科学技術」という。）に寄せられる政策的期待も高まりつつある。令和 2 年 10 月には、我が国として 2050 年カーボンニュートラル実現を目指す政府方針が示され、これを受け、令和 3 年 6 月には、「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が関係省庁において策定されたところである。また、令和 3 年 3 月に策定された「科学技術・イノベーション基本計画」では、政府の標榜する Society 5.0 の実現に向け、研究開発におけるデジタル・トランスフォーメーション（以下「DX」という。）を通じたイノベーション創出の重要性も謳われているところであり、原子力科学技術につ

いても例外なく DX を通じた科学的・社会的貢献が期待される。あわせて、新技術の社会受容性等の観点を含め、一層多様化・複雑化する社会課題に向き合い、従来の延長線上にない新たな価値創出につなげていくため、分野横断的な研究開発や社会の多様なステークホルダーとの対話・共創を通じた「総合知」の創出・活用に取り組んでいくことも重要である。

さらに、世界的な潮流として、新型炉開発をはじめとして、国の支援の下、民間主導の原子力イノベーションの重要性も高まっている。我が国においても文部科学省及び経済産業省の共同プロジェクトとして NEXIP イニシアティブの取組が令和 2 年度に開始されており、原子力機構には、国際的な連携・協力を図りながら民間主導の技術開発の基盤を支えていく役割が一層期待されている。また、国内の大学等では、研究開発や人材育成の基盤の脆弱化が進んできた近年の背景もあり、大学等における研究開発や教育に際して原子力機構の有する基盤活用の重要性も一層増している。

こうした国内外の動向に鑑み、文部科学省では、産学官のステークホルダーからの知見や助言も得つつ、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会の下に設置された原子力研究開発・基盤・人材作業部会及び原子力バックエンド作業部会において、「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の次期中長期目標・計画の策定に向けた提言」（令和 3 年 7 月 13 日）を両作業部会共同で取りまとめたところである。次期中長期目標期間では、本提言も踏まえつつ、引き続き、エネルギー基本計画や「科学技術・イノベーション基本計画」（令和 3 年 3 月 26 日閣議決定）、「原子力利用に関する基本的考え方」（平成 29 年 7 月 20 日原子力委員会）及び「技術開発・研究開発に対する考え方」（平成 30 年 6 月 12 日原子力委員会決定）等の国の政策に基づき、原子力政策や科学技術政策に貢献することが求められている。

その際、本法人の業務及び組織については、中長期目標期間終了時に見込まれる中長期目標期間の業績についての評価結果、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）をはじめとする政府方針及び前述の本法人を取り巻く状況を踏まえ、適正、効果的かつ効率的な業務運営の下で「研究開発成果の最大化」という国立研究開発法人の目的が達成できるよう見直すことが必要である。あわせて、サイバーセキュリティ基本法に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 28 年 8 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 30 年 7 月 25 日改定。以下「統一基準群」という。）や「サイバーセキュリティ対策を強化するための監査に係る基本方針」（平成 27 年 5 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成 28 年 10 月 12 日改定）等を踏まえ、情報セキュリティ対策を講じることが求められている。

2. 講ずるべき措置

上述した政策上の要請及び現状の課題を踏まえ、以下の措置を講ずる。

(1) 中長期目標期間

本法人は、エネルギー基本計画等の長期的な国の政策に対応して研究開発を行う国立研究開発法人であり、長期的視点を含む研究開発の特性を踏まえて中長期目標を策定する必要があることから、中長期目標期間を 7 年とする。

(2) 中長期目標の方向性

次期中長期目標の策定に当たっては、以下に示す事項を踏まえた上で、本法人の果たすべき役割を具体的かつ明確に記載するものとする。また、目標の達成度に係る客観的かつ的確な評価を行う観点から、達成すべき内容や水準等を分野の特性に応じて具体化した指標を設定することとする。あわせて、社会的課題の解決や多様な価値の創造に貢献できるよう、「総合知」の創出・活用の観点も重視していく。

○ 安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献

- ・ 軽水炉の安全性向上や利用率向上等に係る研究開発、高速炉や高温ガス炉等の新型炉に関する研究開発、核燃料サイクルに関する研究開発を進めることで、持続的なエネルギー基盤・成長基盤の構築や 2050 年カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に原子力科学技術固有の貢献を果たす。

○ 原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出

- ・ 高速炉や高温ガス炉等の新型炉に関する研究開発、JRR-3 や J-PARC 等の技術基盤を活用した幅広い基礎基盤研究を進めるとともに、その成果の社会実装や、原子力以外の分野を含む産学官の共創によるイノベーション創出に向けた取組を強化する。
- ・ あわせて、原子力科学技術の推進基盤の強化・高度化に向け、研究開発環境の DX を進めることで、革新的な原子力イノベーションの持続的創出につなげていく。

○ 産業界や大学等と連携して我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するために必要なプラットフォーム機能の充実

- ・ 大型の原子力研究施設の維持、高度化及び共用、知識基盤等の整備及び共同利用を進めるとともに、国内外の研究機関や大学、産業界とも連携した原子力人材の育成や、核燃料サイクル事業をはじめとする民間の原子力事業者への支援・連携強化に取り組む。
- ・ 核不拡散・核セキュリティの強化に向けた取組をはじめとした国内外への貢献を着実に果たす。

○ 東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の着実な推進

- ・ 東京電力ホールディングス株式会社等の関係機関との密な協働の下、廃炉現場の課題解決につながる基礎基盤研究を推進する。その際、本法人の行うバックエンド活動とも緊密な連携を図る。

○ 高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施

- ・ 幌延深地層研究センター等における研究成果を十分に活用しつつ、技術開発を総合的、計画的かつ効率的に進めることで、処分に係る技術的信頼性の更なる向上を目指す。

○ 安全を最優先とした持続的なバックエンド対策の着実な推進

- ・ 本法人の「施設中長期計画」（平成 29 年 4 月 1 日策定。令和 3 年 4 月 1 日最終改定）及び「バック

クエンドロードマップ」(平成30年12月26日策定)に基づき、安全の確保を最優先としつつ、技術的実現可能性やコスト等の様々な観点も踏まえ、持続的なバックエンド対策を進めるために必要な体制を強化する。

- ・ 長期間にわたる廃止措置マネジメントに必要な情報(リスクの把握・対応策、予算、人材育成・知識継承等)を含む具体的計画を策定するとともに、研究施設等廃棄物の埋設実現に向けた具体的対策(立地対策、廃棄体受入基準等)を進める。
- 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進
- ・ 原子力安全規制行政への技術的支援に係る業務を行うための技術的能力を向上させるとともに、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、規制技術支援機関(TSO)としての貢献を果たす。
 - ・ 原子力災害時における原子炉工学、放射線防護等の専門家を派遣する指定公共機関として、技術力の向上と必要な体制維持に取り組む。
- 財務内容の更なる改善
- ・ 社会ニーズに随時機動的に応えつつ研究開発活動を更に活性化させ、その成果の社会還元を効果的・効率的に進めていくため、競争的研究資金等の外部資金の獲得や国内外の民間事業者、研究機関等との連携強化、知的財産の戦略的な創出・活用等により、安定した自己収入の確保など財務内容の更なる健全化を図る。
- 組織運営・マネジメントの更なる改善
- ・ 原子力を含む我が国のエネルギー政策は、政府において定期的に見直しが見込まれる見込みであることに鑑み、原子力を取り巻く国内外の動向に随時向き合い、時宜を逸することなく必要な研究開発活動等を組織横断的かつ機動的に実施できる法人運営が求められる。
 - ・ 研究開発活動と自らの保有する施設の廃止措置及び放射性廃棄物処理処分等のバックエンド対策を両立して推進していくことが重要であることから、その実効性を確保するため、理事長のリーダーシップの下、法人運営の在り方を不断に見直すとともに、法人の職員一人一人の意識改革につなげていく。
 - ・ あわせて、組織運営・マネジメントの更なる合理化・効率化に向け、業務環境のデジタル化を進める。
- 広報広聴機能及び双方向コミュニケーション活動の強化
- ・ 原子力に関する唯一の総合的研究開発機関としての専門的知識及び経験を活かし、立地地域や国民に対する丁寧かつわかりやすい情報発信や双方向的・対話的なコミュニケーション活動を推進する。その際、DXの導入等にも積極的に取り組むことで、一層効果的な成果の普及促進につなげていく。
- 情報セキュリティ対策の推進

- ・ 引き続き、統一基準群に沿って策定した情報セキュリティ・ポリシーに基づき、サイバーセキュリティ戦略本部が実施する監査の結果等も踏まえつつ、情報セキュリティ対策を推進する。

(以上)

次期中長期目標案と評価軸案（原子力規制委員会共管部分）の現行（第3期）中長期目標からの変更点

現行（第3期）			次期（第4期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			(項目名称未定)		
2. 原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究			○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進		
<p>機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災等への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。</p>	①組織を区分し、中立性、透明性を確保した業務ができているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制支援業務の実施体制（評価指標） ・審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標） ・研究資源の維持・増強の状況（評価指標） 	<p>機構は、原子力安全規制行政及び原子力防災等への技術的支援に係る業務を行うための組織を区分し、同組織の技術的能力を向上するとともに、機構内に設置した外部有識者から成る規制支援審議会の意見を尊重し、当該業務の実効性、中立性及び透明性を確保しつつ、以下の業務を進める。</p>	①組織を区分し、 実効性 、中立性及び透明性を確保した業務ができているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制支援業務の実施体制（評価指標） ・審議会における審議状況、答申の業務への反映状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算・決算、職員数などの研究資源の維持・増強の状況に係る数値（モニタリング指標）
	②安全を最優先とした取組を行っているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標） ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況（評価指標） ・トラブル発生時の復旧までの対応状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害、事故・トラブル等発生件数（モニタリング指標） 		②安全を最優先とした取組を行っているか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害、事故・トラブル等の未然防止の取組状況（評価指標） ・安全文化醸成活動、法令等の遵守活動等の実施状況（評価指標） ・トラブル発生時の復旧までの対応状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人的災害、事故・トラブル等発生件数（モニタリング指標）
	③人材育成のための取組が十分であるか	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術伝承等人材育成の取組状況（評価指標） ・規制機関等の人材の受け入れ・育成状況（モニタリング指標） 			

現行（第3期）			次期（第4期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			(項目名称未定)		
2. 原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究			○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそれのための安全研究の推進		
(1) 原子力安全規制行政への技術的支援及びそのための安全研究 原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。 このため、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等を踏まえ、原子力規制委員会からの技術的課題の提示又は要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項（国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。）について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。 また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。	④安全研究の成果が、国際的に高い水準を達成し、公表されているか	【定性的観点】 ・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（評価指標） ・国内外への成果の発信状況（評価指標） 【定量的観点】 ・発表論文数、報告書数、表彰数、招待講演数等（モニタリング指標）	(1) 原子力安全規制行政に対する技術的支援とそれのための安全研究 原子力安全規制行政を技術的に支援することにより、我が国の原子力の研究、開発及び利用の安全の確保に寄与する。 このため、「原子力規制委員会における安全研究の基本方針」を踏まえ、原子力規制委員会からの技術的課題の提示、技術支援の要請等を受けて、原子力の安全の確保に関する事項（国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和利用の確保のための規制に関する事項を含む。）について安全研究を行うとともに、同委員会の規制基準類の整備等を支援する。 また、同委員会の要請を受け、原子力施設等の事故・故障の原因の究明等、安全の確保に貢献する。 さらに、原子力規制委員会を支援できる高い見識を有する人材の育成を目的とした体制を構築し、強化する。	③安全研究の成果が、国内外の最新知見を踏まえて、国際的に高い水準を達成し、公表されているか	【定性的観点】 ・国際水準に照らした安全研究成果の創出状況（実験データの取得・活用、解析コードの開発・改良等）（評価指標） ・国内外への安全研究成果の発信状況（評価指標） 【定量的観点】 ・論文公表数、報告書数、表彰数、招待講演数等（モニタリング指標）
	⑤技術的支援及びそのための安全研究が規制に関する国内外のニーズや要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか	【定性的観点】 ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況（評価指標） ・改良した安全評価手法の規制への活用等の技術的な貢献状況（評価指標） 【定量的観点】 ・実験データや解析コード等の安全研究成果の原子力規制委員会等への報告（評価指標） ・貢献した基準類の数（モニタリング指標） ・国際機関や国際協力研究への人的・技術的貢献（人数・回数）（モニタリング指標）		④技術的支援及びそのための安全研究が原子力安全規制に関する技術的課題や国内外の要請に適合し、原子力の安全の確保に貢献しているか	【定性的観点】 ・原子力規制委員会の技術的課題の提示又は要請等を受けた安全研究の実施状況（評価指標） 【定量的観点】 ・安全研究成果の原子力規制委員会への報告件数（評価指標） ・安全研究成果の規制への活用等の原子力安全規制行政に対する技術的な支援件数（評価指標） ・国際機関や国際協力研究への人的・技術的貢献（人数・回数）（モニタリング指標）
				⑤人材育成のための取組が十分であるか	【定性的観点】 ・我が国の原子力安全規制行政を高い見地から支援できる人材を輩出するこ

現行（第3期）			次期（第4期）		
中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)	中長期目標	評価軸	評価軸と関連する指標 (評価指標、モニタリング指標)
IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項			(項目名称未定)		
2. 原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究			○. 原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進		
					<p>とを目的とした計画的な人材育成への取組状況（評価指標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規制機関等の人材の受入れ・育成状況（評価指標） ・規制機関等への人材の派遣状況（評価指標）
<p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。</p> <p>また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。</p>	<p>⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合しているか、また、対策の強化に貢献しているか</p>	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時等における人的・技術的支援状況（評価指標） ・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標） ・原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標） ・原子力災害への支援体制を維持・向上させるための取組状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標） ・国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標） ・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標） 	<p>(2) 原子力防災等に対する技術的支援</p> <p>災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）に基づく指定公共機関として、関係行政機関や地方公共団体の要請に応じて、原子力災害時等における人的・技術的支援を行う。</p> <p>また、関係行政機関及び地方公共団体の原子力災害対策等の強化に貢献する。特に、緊急時モニタリングに係る技術開発、研修、訓練、モニタリング情報共有・公開システムの運用及び高度化並びに線量評価等の研究開発を行う。</p> <p>このため、原子力緊急時支援・研修センター（NEAT）に中核人材を配置し、体制を強化する。</p>	<p>⑥原子力防災等に関する成果や取組が関係行政機関等のニーズに適合し、対策の強化に貢献しているか、また、原子力災害時における緊急時モニタリング等の技術力の向上と必要な体制強化・維持に取り組んでいるか</p>	<p>【定性的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力災害時等における人的・技術的支援状況（評価指標） ・我が国の原子力防災体制基盤強化の支援状況（評価指標） ・原子力防災分野における国際貢献状況（評価指標） ・原子力災害への支援体制を維持・向上させるための人的・技術的取組状況（評価指標） <p>【定量的観点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機構内専門家を対象とした研修、訓練等の実施回数（評価指標） ・国内全域にわたる原子力防災関係要員を対象とした研修、訓練等の実施回数（モニタリング指標） ・国、地方公共団体等の原子力防災訓練等への参加回数（モニタリング指標）

現行（第3期）中長期目標案（原子力規制委員会共管部分以外）の原子力規制委員会関係の記載と次期中長期目標策定状況

1. 目次

現行（第3期）	次期（第4期）
<p style="text-align: center;">目次</p> <p>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割</p> <p>II. 中長期目標の期間</p> <p>III. 安全を最優先とした業務運営に関する事項</p> <p> 1. 安全確保に関する事項</p> <p> 2. 核セキュリティ等に関する事項</p> <p>IV. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</p> <p> 1. 東京電力福島第一原子力発電所事故の対処に係る研究開発</p> <p> 2. <u>原子力安全規制行政等への技術的支援及びそのための安全研究</u></p> <p> 3. 原子力の安全性向上のための研究開発等及び核不拡散・核セキュリティに資する活動</p> <p> 4. 原子力の基礎基盤研究と人材育成</p> <p> 5. 高速炉・新型炉の研究開発</p> <p> 6. 核燃料サイクルに係る再処理、燃料製造及び放射性廃棄物の処理処分に関する研究開発等</p> <p> 7. 敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動</p> <p> 8. 産学官との連携強化と社会からの信頼の確保のための活動</p> <p>V. 業務運営の効率化に関する事項</p> <p> 1. 業務の合理化・効率化</p> <p>VI. 財務内容の改善に関する事項</p> <p>VII. その他業務運営に関する重要事項</p> <p> 1. 効果的、効率的なマネジメント体制の確立</p> <p> 2. 施設・設備に関する事項</p> <p> 3. 国際約束の誠実な履行に関する事項</p> <p> 4. 人事に関する事項</p> <p>※IV 1. ～8. の各項目を「独立行政法人の目標の策定に関する指針」（平成26年9月2日総務大臣決定）に基づき「一定の事業等のまとめ」として扱う。</p>	<p>それぞれの所管部局において検討中。</p> <p>なお、主務大臣が本年8月に作成した「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構の見直し内容について」別添1の2.（2）中長期目標の方向性との対応（マネジメント関係を除く。）は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全性向上等の革新的技術開発によるカーボンニュートラルへの貢献 ・原子力科学技術に係る多様な研究開発の推進によるイノベーションの創出 ・産業界や大学等と連携して我が国全体の研究開発や人材育成に貢献するために必要なプラットフォーム機能の充実 ・東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組の着実な推進 ・高レベル放射性廃棄物の処理処分に関する技術開発の着実な実施 ・安全を最優先にした持続的なバックエンド対策の着実な推進 ・<u>原子力安全規制行政及び原子力防災に対する支援とそのための安全研究の推進</u>

2. その他原子力規制委員会関連部分

現行（第3期）	次期（第4期）
I. 政策体系における法人の位置付け及び役割	(項目名称未定)
<p>(略)</p> <p>国の原子力政策の基本である原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）において、機構は、原子力に関する基礎的研究及び応用の研究並びに核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発並びにこれらの成果の普及等を実施することとされており、我が国の原子力の技術基盤を支えることを期待されている。また、原子力利用に伴い確実に発生する使用済燃料の処理処分や、原子力施設の廃止措置等に係る技術開発及び敦賀地区の原子力施設の廃止措置実証のための活動等についても、原子力事業者として、また、我が国における原子力に関する唯一の総合的研究開発機関として、機構が必ず履行しなければならない業務である。さらに、機構は、エネルギー基本計画や「第5期科学技術基本計画」（平成28年1月閣議決定）、「原子力利用に関する基本的考え方」（平成29年7月20日原子力委員会）及び「技術開発・研究開発に対する考え方」（平成30年6月12日原子力委員会決定）等の、国の原子力を含めたエネルギー政策及び科学技術政策等を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所事故への対処、原子力の安全性向上、原子力基礎基盤研究の推進と人材の育成、高速炉・新型炉の研究開発、核燃料サイクルに係る放射性廃棄物の処理処分等に関する研究開発等に取り組む必要がある。これらの研究開発の実施に当たっては、国立研究開発法人として、自らの研究開発成果の最大化に取り組むことはもとより、大学、産業界等との積極的な連携と協働を通じ、我が国全体の原子力科学技術分野における研究開発成果の最大化に貢献することが重要である。<u>あわせて、機構は、原子力規制委員会が策定する「原子力規制委員会における安全研究について」等に基づき、原子力安全規制の的確な実施に必要な技術的支援を行うための中核的な役割を担う必要がある。</u></p> <p>(略)</p>	<p>原子力規制委員会が関連する部分を含め、全体内容をそれぞれの所管部局において検討中。</p>
VII. その他業務運営に関する重要事項	(項目名称未定)
2. 施設・設備に関する事項	(項目名称未定)
<p>改革の基本的方向を踏まえて実施した改革において示した施設の廃止を着実に進める。展示施設については、早期に機構が保有する必要性について検証し、必要性がなくなったと認められるものについては着実に処分を進める。展示施設以外の保有資産についても、引き続き機構が保有することの必要性について厳格に検証し、具体的な計画の下に、処分等を着実に推進する。また、将来の研究開発ニーズや原子力規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、改修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用していない施設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・重点化、廃止措置に係る計画を策定し各工程を確実に完遂する。その際は、「原子力科学技術委員会原子力施設廃止措置等作業部会中間まとめ」（平成30年4月文部科学省科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会原子力科学技術委員会原子力施設廃止措置等作業部会）を踏まえ、廃止措置は安全確保を大前提に、着実な実施が求められる重要な業務であるが、既存技術の組合せによる工程の立案とその実施を中心とした業務であり、研究開発要素を一部有するものの、研究開発業務とは基本的な性格が異なる業務であることを前提として取り組む。</p> <p>なお、業務の遂行に必要な施設・設備については、重点的かつ効率的に、更新及び整備を実施するとともに、耐震化対応、新規制基準対応を計画的かつ適切に進める。</p>	<p>原子力規制委員会が関連する部分を含め、全体内容をそれぞれの所管部局において検討中。</p>